平成２１年（フ）第２２７７号
福岡市中央区小笹４丁目５番2026号
債務者　川崎　　仁
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３７号
福岡県宗像市自由ヶ丘南２丁目14番地10
債務者　梅本　大地
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６７号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　30棟402号
債務者　久徳智恵子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７２号
福岡県前原市大字曽根737番地の５
債務者　川西　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１０号
福岡市東区八田１丁目３番18号
債務者　楠本　良幸
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１８号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目11番３号　ルミエール二日市207号
債務者　平田　直子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３２号
福岡市東区三苫５丁目５番30―203号
債務者　石川美穂子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目９番18―301号
債務者　岡部　憲二
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目９番18―301号
債務者　岡部三千代
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７５号
福岡市西区姪の浜２丁目９番24―407号
債務者　山本美穂子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８４号
福岡県筑紫野市原田４丁目１番地２　クリスタルＷＡＫＡⅡ202号
債務者　嶋　　弥生
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８９号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目24番15―102号
債務者　脇坂　幸典
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１５号
福岡市博多区吉塚３丁目７番36号
債務者　楢林　義人
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９５号
札幌市手稲区富丘１条６丁目９番20―802号
債務者　齊藤　優子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４３号
札幌市南区川沿２条３丁目４番16号
債務者　上北日津留
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０４号
札幌市北区新琴似４条６丁目３番５号　コーポ光201号
債務者　吉本　利子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８５号
札幌市北区新琴似３条13丁目４番18号　パナハイム201号
債務者　鈴江　順一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３００号
札幌市西区西野８条３丁目１番12号　住吉ハイツ106号、住民票上の住所札幌市西区西野２条１丁目２番13―306号
債務者　安田　信子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部